

第23日

令和3年3月18日（木）

午前10時零分開議

○議長（堀尾俊浩君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

これより、追加議案等の上程を行います。本日市長から、議案7件の送付を受けたほか、議会運営委員会から、発議案2件が提出されました。これらを一括上程し、まず、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には、連日の御審議誠にありがとうございます。ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、第39号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第10号）につきましては、令和3年4月11日投開票の福岡県知事選挙が執行されることに伴い補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、予算総額を489億9,123万2,000円といたしました。また、歳出に伴う財源といたしまして、県支出金2,000万円を増額補正いたしました。

最後に、第40号議案から第47号議案までの、朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、朝倉市固定資産評価審査委員会委員に小林由美子、中尾勝幸、菊池英俊、藤野眞奈夫、井上博之及び草場雅徳を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長（石井清治君） 先ほど市長より、追加議案の所定説明ございました。中ほどで、固定資産の評価審査会の委員の議案につきまして、第40号議案から47号議案ということで説明がされましたが、正しくは、第40号議案から第45号議案ということで訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 次に、発議案について、議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（半田雄三君） ただいま議題となりました発議案第1号及び第2号につきまして、議会運営委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

まず、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであり

ますが、女性をはじめ、多様な人材の市議会の参画を促進する環境整備の一環として、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、欠席などの事由を具体的に例示として明文化するものです。

また、出産については、医学的な知見を踏まえ、出産に伴う欠席期間の範囲を明文化することが適当と考えられ、この点において、他の欠席事由とは異なる事情を有するため、これを第2項に規定するものです。

次に、発議案第2号朝倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります。発議案第1号と同じく、欠席、遅刻、または早退の届け出について改正するものです。

また、デジタル化政策の一環として、押印については、原則廃止を推進している政府の方針を踏まえ、請願者に対し、提出時に求めている押印を、署名または記名押印に改める改正を行うものです。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様方におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時6分休憩

---

午前10時7分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。第40号議案から第45号議案までの6件は、関連がありますので、一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第40号議案から第45号議案までの6件を、一括議題といたします。

これより、追加議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までになっております。御了承願います。

それでは、第39号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第40号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから第45号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの6件を一括して議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第2号朝倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第39号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、常任委員会において御審査いただきたいと思いを。

また、第40号議案から第45号議案の6件については、会議規則第35条第3項の規定により、発議案第1号及び発議案第2号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いを。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

---

午前10時30分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会付託中の議案については、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより、本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第21号議案ほか4件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 小島清人君登壇）

○総務文教常任委員長（小島清人君） ただいま議題となりました第21号議案ほか4件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第21号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてです。

上秋月コミュニティセンターをかねる朝倉ダムの郷インフォメーションセンターが建設されたことにより、令和3年4月1日から同コミュニティセンターの位置を朝倉市上秋月

1373番地1に変更するものです。本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案朝倉市久喜宮地域防災拠点施設条例の制定についてです。

災害時における災害対策活動等の拠点施設、そして平常時における、市民の防災意識の醸成と地域住民の交流の拠点として、久喜宮地域防災拠点施設を設置するものです。

執行部によると、朝倉市久喜宮地域防災拠点施設条例は、朝倉市コミュニティセンター条例の運営内容を基本としつつ、防災拠点としての目的に沿って、条文の整理などを行っているとのことでした。

また、本施設の会議室、防災研修室、調理実習室の使用料についても、会議室等の面積に応じ、朝倉市コミュニティセンター条例の基準に合わせて定められているとのことでした。

本委員会としましては、平成29年7月九州北部豪雨災害発生後、朝倉市において、初めて防災拠点として設置される施設であり、また防災拠点として運営しながら、地域活動の拠点としても運営していく施設であることから、発展的な運営がなされることを期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第30号議案甘木市・朝倉町・杷木町新市建設計画の変更についてです。

主な内容としましては、甘木市・朝倉町・杷木町新市建設計画の、計画の期間について、平成32年度までであったものを、令和7年度まで延長するものです。このことに伴い、財政計画についても、期間を令和7年度まで延長し、令和元年度までは決算額が、令和2年度以降は決算見込み額が記載されています。

また、費目別推計手法においては、歳出に新たに災害復旧事業費を加えるなど、現状に応じた変更、もしくは追加が行われています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第31号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の変更についてです。

朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）に定住促進住宅整理事業を追加するもので、本事業は、松末地域の池の迫区に新たに定住促進住宅を整備し、移住、定住を希望する世帯に対して、住宅を提供することで、地域の復興と活性化を図るものです。本事業を過疎地域自立促進計画に追加することにより、過疎対策事業債を活用することができることとなります。

本委員会としましては、定住促進住宅整備事業は、平成29年九州北部豪雨災害で被災された松末地域の方々の希望もあって検討されてきたものであり、安全に配慮して建設されることを期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第37号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてです。

田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置により、令和3年4月1日から、福岡県市町

村職員退職手当組合に加入することに伴い、同組合規約を変更するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第21号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案朝倉市久喜宮地域防災拠点施設条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案甘木市・朝倉町・杷木町新市建設計画の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第3号議案ほか12件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇）

○環境民生常任委員長（大庭きみ子君） ただいま議題となりました、第3号議案ほか12件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、第3号議案令和3年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてです。

本特別会計は、住宅の改修や新築に充てるための資金や宅地を取得するための資金の貸付け事業が実施されていたもので、現在は、償還事務のみを行っています。予算総額を612万3,000円で編成するもので、令和2年度当初予算と比較し71万7,000円減少しています。これは、元利完済に伴う、滞納件数の減少や、滞納者の高齢化に伴い、償還額が減少したことによるものです。

審査に当たりましては、滞納件数及び滞納金額並びに今後の償還見込みについてただしました。執行部によりますと、令和3年2月末時点の滞納件数は38件で、滞納金額は約

9,220万円とのことです。また、今後の償還見込みについては、滞納者の高齢化等により、多額の償還が困難となっている状況にあるものの、少額でも償還を促すことで償還率向上を推進していくとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案令和3年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてです。

本特別会計は、事業勘定と直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されています。まず事業勘定については、予算総額を71億1,612万9,000円で編成するもので、令和2年度当初予算と比較し1億3,722万6,000円減少しています。令和3年度の被保険者数の見込みは1万2,412人で、今後団塊の世代が、後期高齢者医療保険に移行し始めることにより、近年の減少傾向は続くものと見込まれています。

また、令和元年度の1人当たり医療費は43万2,017円で、平成30年度と比較し、0.3%の伸びとなっており、県内で医療費の上位6番目までが指定される、高医療費市町村に、令和3年度も指定されることが決まっています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、出前講座などの中止が相次ぐ中、特定検診の地区別受診率や生活習慣病についての記事を広報紙に掲載するなどの取組を行った令和2年度に引き続き、令和3年度も感染拡大防止に努めながらの、医療費適正化の取組が予定されています。

県に収める国保事業費納付金は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による受診控えの見込み等が反映され、前年度当初予算と比較し4.6%減少していますが、仮に年度途中の急激な保険給付費の伸びが見られた場合は、給付金の増額ではなく、県の予備費などで対応予定とのことです。

なお、国民健康保険税率については、令和2年度に改定が行われましたが、令和3年度は、国保事業費納付金算定に基づく試算等の結果、据え置きとされています。

次に、直営診療施設勘定については、予算総額を2億9,123万8,000円で編成するもので、令和2年度当初予算と比較し4.4%減少しています。歳入の9割強は診療費で、中でも後期高齢者診療収入の予算額は9,103万1,000円と外来診療収入の41.8%を占めています。

審査に当たりましては、市長施政方針にもうたわれている予防医療の要としての朝倉診療所の役割や、現在行っている取組についてたどりました。執行部によりますと、開院以来、病人を出さないという理念のもと、検診事業に力を入れてきた朝倉診療所の特徴を生かし、旧朝倉町のみならず市内全域の多くの市民に、毎年検診を受診していただくための努力を継続しながら、健康寿命の延伸に努めていくとのことです。

具体的には、検診結果説明会の実施や認知症患者の家族など、心配ごとを抱える市民が集うカフェの運営を行うなど、医師や薬剤師のいる直営診療施設の強みを生かした様々な取組が行われています。

また、そのほかにも、他課と連携してデータ分析をもとに生活習慣病リスクの高い方への効果的なアプローチなどを行うなど、医療と福祉両面からの取組を推進していくとの説明がありました。

また、診療所の特色である半日人間ドッグの受診人数についてもいただきました。執行部によりますと、令和2年度決算見込みで1,991人と、令和元年度2,087人、平成30年度2,135人と比較し、減少傾向が見られるとのこと。これを受けて、委員からは、新型コロナウイルス感染症の影響により、受診件数が減っている可能性があることに理解を示しつつも、今後の積極的なPRに期待する意見が出されました。

本委員会としましては、コロナ禍で医療費の増減の見通しが困難な現状においても、さらなる医療費適正化のために取り組んでいく必要があることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案令和3年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

予算総額を9億5,669万6,000円で編成するもので、令和2年度当初予算と比較し1.1%増加しています。令和3年度の年間平均被保険者数の推移は9,487人で、令和2年度と比較し、58人の増加が見込まれています。歳入を大きく占める後期高齢者医療保険料については、被保険者の増加や保険料の軽減特例の見直しにより、令和2年度と比較し、4.8%の増加が見込まれています。

なお、後期高齢者医療制度の開始から10年が経過し、順次見直されてきた保険料の均等割軽減の特例は、令和3年度に完了し、本則課税に戻ることとなっています。令和元年度の朝倉市後期高齢者の1人当たり医療費は121万2,000円と、県平均より約2万5,000円高い状況です。疾病別の入院医療費が高いのは骨折であり、数種類の薬の服用が骨折につながりかねないことから、お薬手帳を1冊にまとめるなどの取組の重要性が指摘されています。

また、令和2年度から高齢者の保険事業と介護予防の一体化事業が開始され、保険年金課は広域連合との窓口として事業を担当する健康課及び介護サービス課と連携した取組を行っています。

本委員会としましては、医療と介護の連携をさらに発展させ、健康寿命の延伸に力を注いでいく必要があることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案の報告に入ります前に、関連がありますので、第24号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告いたします。

本件は、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率を定めること等に伴い、規定の整備を行うものです。令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画策定時に見込んだ、介護給付費等の総額、第1号被保険者の人数、要介護認定者数、保険料の負担割合、収納率等をもとに、第1号被保険者が負担する介護保険料の基準額を月額6,000円



とし、被保険者の所得段階別に第12段階までの保険料率が定められています。保険料の基準額は、前回第7期の基準額5,900円と比較し100円の増額となっています。

審査に当たりましては、要介護、要支援認定者数は増加すると見込んでいる将来推計の根拠及び保険料負担軽減のために備えている、介護給付費準備基金の在り方についてただしました。執行部によりますと、今後、被保険者は減少していく見込みであるものの、後期高齢者の人数の増加に伴い、認定率の上昇が予想されることが主な要因であるとのことです。

併せて基金の在り方については、要介護認定者数等の増加に伴い、介護保険料が約20年後には、現在の1.5倍ほどにまで達するとの推計を踏まえ、将来に備えての積立てを行っていきたい考えであるとの説明がありました。

また、本市の第1号被保険者、1人当たりの介護給付費が、県平均や全国平均よりも高いことから、給付費適正化の方法についてもただしました。執行部によりますと、まずは要介護度を上げないことが重要であり、介護予防事業に、今後も取り組んでいくことで、給付費適正化に努めるとともに、介護が必要になっても住みなれた地域で自分らしく暮らすことが可能となるよう、地域包括ケアシステムをさらに推進していくとのことでした。

本委員会としましては、今後、ますます高齢化率が上昇していく状況下における介護給付費適正化の重要性を確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案令和3年度朝倉市介護保険特別会計予算についてです。

予算総額を60億2,568万7,000円で編成するもので、計画期間を令和3年度から令和5年度までとする、第8期介護保険事業計画の1年目です。さきに述べました、第24号議案の説明のとおり、計画期間の事業計画に基づき、介護給付費等を試算し、保険料等が決定されています。令和2年12月31日現在の要介護認定者数は3,273人で、前年同月と比較し21人減少しています。

歳出において、まず介護給付費の合計額は55億3,318万9,000円で、令和2年度当初予算と比較し0.9%減少しています。主な要因は、令和2年度実績見込みにおける要介護認定者数及び認定率の減少によるものであるとのことでした。

次に、地域支援事業の合計額は2億8,476万4,000円で、令和2年度当初予算と比較し、1.6%減少しています。

審査に当たりましては、地域支援事業のうちの任意事業である緊急通報システムの費用額が、前年比53.1%と減少していることについて、令和2年度にシステムの設置対象年齢の引下げを行い、見守りを強化するという施策の意図と異なるものではないかとの点についてただしました。執行部によりますと、システムの新規設置台数は、昨年同期と比較し増えており、今後も毎年10台ずつ程度の増加を見込んではいらぬものの、現状では150台前後で推移している実績を鑑み、予算措置をなっていること、及びコールセンターへの委託料における1台当たりの単価の減額により、費用額としては減少しているとのことでした。

また、地域支援事業のうち訪問型サービス、通所型サービスの費用額が、前年比91.8%と下がっている理由についてもいただきました。執行部によりますと、まず1点目に、平成29年度から総合事業を開始し、新たに要支援1または2の認定を受けた方が、市独自の通所型サービス事業を利用するようになったことにより、一律に施設で受けられる従前の通所サービスの単価と比較し、費用額が抑えられるようになったためであるとのことでした。

また、2点目に、従前相当のデイサービス及びホームヘルプサービスの単価について、令和元年度まで採用していた1か月当たりの単価を、令和2年度からは、1回当たりの単価に変更したことにより、利用実績に応じた給付となり、費用額の減額につながったものであるとのことでした。

本委員会としては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第13号議案令和2年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入歳出それぞれ30万1,000円を増額するものです。主な内容は、歳入では貸付金元利収入の増額、歳出では事業費の減額及び財政調整基金積立金の増額です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてです。

事業勘定では、歳入歳出それぞれ4,684万3,000円を増額するものです。保険年金課所管分の主な内容は、まず歳入について、新型コロナウイルス感染症の影響で減収となった国民健康保険税の減免相当額のうち、国、県から補填される補助金及び交付金を追加補正するものです。新型コロナウイルス感染症関連の減免については、国、県を併せ全額が交付されます。

次に、歳出について、前年度の交付金等が確定したことによる返還金4,996万8,000円を計上するものです。また、健康課所管分の主な内容は、集団検診及び朝倉診療所における誕生日検診を一部中止したことによる委託料の減額と、それに伴う県負担金及び自己負担金の減額を行うものです。

また、直営診療施設勘定では、予算の財源組替えを行うもので、予算総額の増減はありません。主な内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一定期間健診業務を停止していたことによる、諸検査等収入等の減額及びそれに伴う財源調整として、基金からの繰入れを行うものです。

審査に当たりましては、国、県からの補助金の対象となる新型コロナウイルス感染症関連の国民健康保険税の減免件数についていただきました。執行部によりますと、対象は約60件であり、実績に応じて補助金申請を行っていくとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案令和2年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入歳出それぞれ326万4,000円を増額するものです。主に保険料収入の実績見込みと広域連合事務費及び保険基盤安定負担額並びに前年度の繰越金額の確定によるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

歳入歳出それぞれ1,131万7,000円を増額するものです。介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に進めていくために、交付される介護保険保険者努力支援交付金等を受入れ、基金に積立てるものです。交付の対象となるのは、市が介護保険者として行う認知症患者に対する取組並びに要介護認定及び介護サービスの適正化の取組などです。

本委員会としましては、介護予防・健康づくり等に資するための取組を推進してきたことによる成果を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案朝倉市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、秋月保育所及び安川保育所を統合することに伴い、秋月保育所を廃止するもので、条例の施行期間は令和3年4月1日です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給対象の定義を整理し、現在猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の支給に対応するものです。なお、現在この規定に該当する傷病手当金の支給申請の受付実績はないとのことです。

審査に当たりましては、変異した新型コロナウイルスへの感染についても傷病手当金の対象となるのかとの点についてただしました。執行部によりますと、今回の変異株についても対象となる旨の通知を受けているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案朝倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省

令が公布されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

指定居宅介護支援事業所とは、在宅の要介護者が適切に介護サービスを利用できるよう、介護支援専門員が在籍し、要介護認定の申請支援や居宅サービス計画を作成する事業所のことです。この事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならないとされていますが、今回の改正により、その要件を緩和し、また適用を猶予することを規定するものがあります。なお、朝倉市内に12か所ある居宅介護支援事業者については、全て主任介護支援専門員が在籍しています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第36号議案指定管理者の指定についてです。

本件は、朝倉市健康福祉館条例第10条の規定に基づき、朝倉市健康福祉館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会に議決を求められているものです。

健康福祉館の管理運営は、平成31年度から市直営で行われており、令和3年4月から6月までの間は、大規模改修のため休館し、その後の管理運営を指定管理者が行います。朝倉市健康福祉館の指定管理者は、株式会社クリーン商会で、指定の期間は令和3年7月1日から令和7年3月31日までの3年9か月間です。過去に、指定管理者による管理運営が行われていた、平成20年度から平成30年度までの指定管理料はゼロ円でしたが、今回は、3年9か月間の総額で、上限額3,750万円とされています。

指定管理者候補者の選定に当たっては、施設の維持管理が適正になされるか、また自主事業や利用者増加のための方策が取られるかなどといった観点から、応募団体への財政状況及び運営実績などの評価に重点を置き審査が行われました。株式会社クリーン商会は、応募のあった4つの団体の中で、13の審査項目中11項目において、最上位の点数を獲得しています。点数の高かった具体的な項目として、サービス向上を図るための具体的な手法、収支計画の内容の適格性、安定的な運営が可能となる財政基盤の確保などが挙げられます。

審査に当たりましては、指定管理者による運営の中で利益が生じた場合、指定管理料を下げることもあり得るのかという点についてただしました。執行部によりますと、利益が生じた場合には、一定の額を市に収めるという条件で募集がなされているものであるとのことです。

本委員会としましては、前回の指定管理者の管理運営に関する反省に基づき、市と指定管理者とが密に連携し、市民が満足して利用できるような運営が行われることを期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければこれをもって質疑を終了いたします。

(環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇)

○議長(堀尾俊浩君) それでは、第3号議案令和3年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案令和3年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案令和3年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案令和3年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案令和2年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案令和2年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案朝倉市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案朝倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見あり

ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第4号議案ほか15件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 柴山恭子君登壇）

○建設経済常任委員長（柴山恭子君） ただいま議題となりました第4号議案ほか15件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第4号議案令和3年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてです。

簡易水道施設の設置箇所及び給水区域は6か所で、計画給水人口は534人、給水世帯数は77世帯です。水道使用料は月額1,925円の定額制です。予算総額は歳入歳出それぞれ507万円とし、前年度に比べ27万7,000円の増額となります。増額の主な要因は、2年に1度実施している寺内簡易水道の配水池清掃を、令和3年度において実施することによるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案令和3年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ61万7,000円で編成するものです。烏集院工業団地の管理業務として、調整池の周辺緑地帯の除草や清掃などの管理業務及び下流域の民家地下水の水質調査を実施するものです。



本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案令和3年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてです。

本市の工業用水は、キリンビール福岡工場に送水しており、年間総給水量547万5,000立米、1日平均1万5,000立米の送水を予定しています。

収益的収入及び支出については、工業用水道事業収益として1億4,618万4,000円、工業用水道事業費用として1億1,873万3,000円で編成するものです。

資本的収入及び支出については、収入を7,321万9,000円、支出を8,288万7,000円で編成するものです。

主な建設改良事業であるキリンビールの工業用水管更新事業として7,323万8,000円が計上されており、事業費の2分の1である3,661万9,000円を、利水者であるキリンビールに負担を求めるものです。この事業は、平成28年度から着手し、令和3年度での事業完成を予定しているとのことでした。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は7億2,153万4,000円となるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案令和3年度朝倉市水道事業会計予算についてです。

給水戸数は1万503戸、年間総給水量286万553立米、1日の平均給水量は7,837立米を予定しています。

収益的収入及び支出については、収入を6億1,351万4,000円、支出を5億9,712万4,000円で編成するものです。

資本的収入及び支出については、収入を3億2,146万7,000円、支出を4億4,235万2,000円で編成するものです。

主要な建設工事として、矢野竹地区の水道事業への編入及び市道来春一木線、柿添3号線の道路改良に伴う配水管布設替工事を行います。

また、災害復旧関連工事として、杷木地域の浜川橋、学校橋等の河川改良工事に伴う配水管布設替工事を行います。設備機器更新工事として、持丸浄水場の流量計次亜塩素酸注入器の更新工事を行います。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー決算書によると、資金期末残高は14億8,439万8,000円となるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第11号議案令和3年度朝倉市下水道事業会計予算についてです。

水洗化人口は3万127人、年間総処理水量446万8,503立米、1日平均処理水量は1万

2,731立米を予定しています。

収益的収入及び支出については、下水道事業収益として21億335万1,000円、下水道事業費用として20億8,433万7,000円で編成するものです。

資本的収入及び支出については、収入を16億1,539万7,000円、支出を22億55万7,000円で編成するものです。主要な建設改良工事として、甘木、立石、福田地区等の流域関連公共下水道管築建設事業に7億2,090万円、三奈木地区の特定環境保全公共下水道管築建設事業に2億9,130万円、農村地域の汚水処理を行う農業集落排水管渠改良事業に6,700万円、公共下水道事業等の集合処理区域外において、市が浄化層を設置する、市設置型浄化槽整備事業に8,791万円等を計上しています。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は5,673万1,000円となるということです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第17号議案令和2年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

工事関係の事業費の確定に伴い、資本的収入及び支出を、それぞれ4,500万円減額補正するものです。主な要因は、キンビールへの工業用水道管更新工事の入札減を含めた事業費の減額によるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案令和2年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

業務委託の入札減に伴い、収益的収入を526万2,000円、減額収益的支出を397万1,000円減額するものです。

また、杷木地域の河川や道路の災害復旧工事等が、令和3年度以降の実施となったものが多く、配水管布設替工事等についても、令和3年度以降に実施することとなり、資本的収入を4,093万1,000円、資本的支出を4,335万7,000円の減額補正とするものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第19号議案令和2年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

国の第3次補正予算に伴う事業費の増額に伴い、資本的収入及び資本的支出の予定額を、それぞれ7,410万円増額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第20号議案県営住宅恵比須団地汚水処理施設管理基金条例を廃止する条例の制定についてです。

県営住宅恵比須団地が、公共下水道に接続したことに伴い、浄化槽の維持管理を行う必要がなくなったため、当基金を廃止するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第26号議案朝倉市市道の構造の技術的基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う、関係政令の整備に関する政令が公布されることに伴い、規定の整備を行うものです。関係する条例は、朝倉市市道の構造の技術的基準を定める条例、朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の3本です。

今回の道路法改正により交通事故の防止を図るために設置する施設として、新たに、自動運行補助施設が追加されました。自動運行補助施設とは、磁気マーカール等道路の路面下に設置し、自動運転車等の運行を補助する施設です。設置した自動運行補助施設の磁気を車両のセンサーが感知することで、走行する際の自己位置特定を補助するものです。この自動運行補助施設の運用を図るため、道路法の規定により、文言や金額及び徴収方法の設定を行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案朝倉市水道事業、工業用水事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

水道事業の給水区域を拡張すること等に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定するものです。令和2年度において、小石原川ダム完成により、福岡県南広域水道企業団からの受水量が増加したことに伴い、給水区域拡張の水道事業計画の変更認可手続きを行っており、その認可内容に併せた改正とのこととす。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案朝倉市池の迫団地条例の制定についてです。

平成29年7月九州北部豪雨災害による被災者の松末地域内での住宅再建、土砂災害警戒区域からの移住及び子育て世帯、若年夫婦世帯の移住による松末地域の復興と活性化を目的とした、定住促進住宅の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものです。

入居者の資格は、持ち家がない者、または住宅に住み替えた後に、持ち家を処分する者で、かつ平成29年7月九州北部豪雨災害による被災者、市内の土砂災害警戒区域等から移住する者、子育て世帯、若年夫婦世帯で、生活の本拠として住宅に居住し、地域活動に積極的に参加できる等の入居条件を満たす者です。住宅の建築については、2LDKまたは3LDKのいずれかから入居決定者が希望する間取りで住宅を建築し、家賃は2LDKで4万円、3LDKで5万円となっています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第32号議案工事委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更については、平成29年7月九州北部豪雨により被災した普通河川奈良ヶ谷川の災害復旧工事において、福岡県と26億8,874万4,000円で、工事委託協定を締結したことを、平成30年9月議会において議決されておりましたが、工事費を精査した結果、協定額を20億8,493万円に減額する必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

執行部によると、減額の主な要因として、発災当時大量の土砂や流木の堆積による被害が甚大であったため、概算工事費を算出して、災害査定を受験し、査定額を持って福岡県と協定締結しておりました。その後事業進捗に伴い、工事費を精査した結果、減額が生じたものであります。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第33号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてです。

平成29年7月九州北部豪雨により被災した、普通河川平川の災害復旧工事において、令和元年9月議会にて承認を受け2億9,920万円で契約締結したものであるが、工事の追加及び設計数量の一部変更により、工事請負額を3億545万9,000円に増額する必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

今回追加した工事は、もたれ式擁壁工、消防水利工、かさ上げ工、水路工の4工種で、現地の実情及び関係ほか事業との調整により、追加の必要が生じたものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第34号議案工事請負契約書の締結については、平成29年7月九州北部豪雨により被災した農地について、区画整理型による農地改良復旧工事を行うに当たり1億5,000万を超える工事請負契約を締結するものです。工事箇所は朝倉市杷木星丸地内で、工事概要については、整地工12.18ヘクタール、用水路工4,285メートル、排水路工2,526メートル、道路工2,632メートルです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第35号議案市道路線の認定についてです。

土取9号線延長48.8メートル、幅員6メートルから10.7メートルについては、市開発指導要綱に基づく開発行為により、道路用地として寄附を受けたことに伴い認定するものです。

委員会では、現地調査を行い、延長や幅員及びアスファルトの厚み等が認定基準に合致するなどを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） お諮りします。1時間ほど立ちますが、建設経済の採決まで終わってから休憩という形取りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第4号議案令和3年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案令和3年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案令和3年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案令和3年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案令和3年度朝倉市下水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案令和2年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案令和2年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案令和2年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案県営住宅恵比須団地汚水処理施設管理基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案朝倉市市道の構造の技術的基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案朝倉市水道事業、工業用水事道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案朝倉市池の迫団地条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案工事委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第33号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案工事請負契約の締結についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。午前11時55分から再開いたします。よろしく願いいたします。

午前11時43分休憩

---

午前11時55分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き、議会を続行したいと思います。

次に、予算審査特別委員会に付託していた第2号議案を議題とし、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（予算審査特別委員長 鹿毛哲也君登壇）

○予算審査特別委員長（鹿毛哲也君） ただいま議題となりました、第2号議案令和3年度朝倉市一般会計予算について、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

概要につきましては、当初予算規模を379億3,000万円とし、昨年度と比較しますと34億7,000万円、8.38%の減となっています。このうち、災害関連経費は約99億7,000万円としていますが、令和元年度及び令和2年度の繰越し事業として約70億3,000万円を別に確保されています。

歳入については、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の減少や、合併算定替えの終了による普通交付税の減少、臨時財政対策債の増加が見込まれています。

また、ふるさと応援寄附金は、令和2年度に約22億円以上見込まれることから、令和3年度も16億円が計上されています。

委員会では、この予算編成が市民の要求や期待に十分応え得るものであるか、決算審査

等の質疑や意見をもとに、将来の財政状況分析がなされているかなど、様々な視点から慎重に審査をし、活発な質疑応答がなされたところです。

商業観光の振興の取組である観光・食・農魅力発信プロジェクト事業では、令和元年度から事業でQRコードを利用した観光マップやシステムの構築を行っており、まず秋月地区で構築したものを、令和3年度は原鶴地区に展開し、将来的には朝倉市全域の観光ポータルサイトとして、市内外に宣伝していくとのことでした。

また、観光宣伝事業では、地域おこし強力隊として、外国人4名を含む5名を採用し、外国語でのウェブサイトの立ち上げや、オンラインでの情報発信、朝倉サイクルフェスティバル等の企画、運営、コア山のマウンテンバイクの施設運営など計画されており、地域振興基金繰入などが財源とされているとのことでした。

令和元年度から、市直営で管理運営を行ってきた健康福祉館については、4月から6月の改修期間を経て、指定管理者の運営になります。これまでは指定管理委託料を払っていませんでしたが、今後は、適正管理のために指定管理委託料を支払うとのことでした。

地域環境整備事業は、令和元年度決算審査等でも意見が出ましたが、地域の生活環境を改善していく上で、コミュニティなど地域からの要望が非常に多く、住民に直結した大事な事業であります。しかし、今般の工事費や人件費の高騰や高齢化等による、地元ニーズの多様化などもあるため、今後要綱の見直し等も含め、住民の声に答えられるよう協議していきたいとのことでした。

総括質疑では、2人の委員から質疑があり、まず、十文字公園整備や、庁舎建設という大型事業の、今後のスケジュール及び財政の裏付け等について質疑がなされました。十文字公園整備は、現計画では、平成28年度から10年間としていましたが、平成20年以降、毎年豪雨災害に見舞われ、災害復旧事業に多額の費用を要しているため、今後の事業については、財政状況を見極めながら判断していくとのことでした。

庁舎建設については、財源を確保するため、令和7年度までの竣工が必要であり、現在着工の時期を見極めているとのことでした。また、防災拠点としての設計になっており、庁舎建設の必要性を、市民に理解いただけるように、検討していきたいとのことでした。

財源としては、十文字公園整備には、国の交付金の活用や合併特例事業債、公共事業等債を、庁舎建設においては、合併特例事業債や公共施設等適正管理推進事業債など、いろんな選択肢を視野に入れて考えていきたいとのことでした。

次に、企業版ふるさと納税については、地域の活性化や地方創生に着実につながり、企業が支援したいと思える魅力的で、企業にとっても宣伝効果の高い事業を描くことが重要であり、たくさんの企業に支援をいただけるよう、様々な分野にアンテナを張り、かつ先進的な取組を参考にしながら努力したいとのことでした。

委員会としましては、詳細な説明を受け、質疑応答を行った上で執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会の審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれをもって質疑を終了いたします。

（予算審査特別委員長 鹿毛哲也君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 6番、小島副委員長。

○予算審査特別副委員長（小島清人君） 一部訂正をお願いしたいと思います。

産業観光の振興の説明で、「商業観光の振興の取組」ということの説明でしたが、これが「産業観光の振興」ということでお願いしたいと思います。

それから、「平成20年以降、毎年豪雨災害」というところについて、「平成29年」ということで訂正をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第2号議案令和3年度朝倉市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第1号議案の審議を行います。

それでは、第1号議案専決処分について（令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第12号議案の審議を行います。

それでは、第12号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）についてを議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第12号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案の審議を行います。

それでは、第38号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第9号）についてを議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第38号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案の審議を行います。

それでは、第39号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第10号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第39号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、第45号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの6件を議題とし、一括して討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

これより、第40号議案から第45号議案までの6件を、一括して採決いたします。第40号議案から第45号議案まで6件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第40号議案から第45号議案までの6件については、原案のとおり全て同意されました。

次に、意見書案第1号全企業を対象とした、永久劣後ローン融資制度の創設を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号朝倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。これにて、令和3年第1回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午後零時9分閉会